

平成30年3月第17回互理町議会 定例会会議録 (第6号)

○ 平成30年3月22日第17回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員 (17名)

1 番 鈴 木 高 行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美 重 子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘                      13番 百 井 い と 子

14番 鈴 木 邦 昭                      15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子                      17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不 応 招 議 員 ( 0名)

○ 出 席 議 員 (17名)                      応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 ( 0名)                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 45 号 平成 30 年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 46 号 平成 30 年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 47 号 平成 30 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第 48 号 平成 30 年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 49 号 平成 30 年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第 50 号 平成 30 年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 51 号 平成 30 年度亶理町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 10 議案第 52 号 平成 30 年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 11 議案第 53 号 平成 30 年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 54 号 平成 30 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計  
算
- 日程第 13 議案第 55 号 平成 30 年度亶理町水道事業会計予算  
(以上 11 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 14 議案第 56 号 工事請負変更契約の締結について(平成 29 年度  
(復交)町道橋本堀添線道路新設(その 2)工  
事)
- 日程第 15 議案第 57 号 工事請負変更契約の締結について(平成 29 年度  
(復交)町道荒浜江下線道路改良(その 3)工  
事)
- 日程第 16 議案第 58 号 町道の路線廃止について
- 日程第 17 議案第 59 号 町道の路線認定について
- 日程第 18 議案第 60 号 平成 29 年度亶理町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 19 議案第 61 号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 62 号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 63 号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて

- 日程第 2 2 報告第 9 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 5 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 6 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 7 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 8 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）  
日程第 2 9 陳情第 2 号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い
- 日程第 3 0 委員会の閉会中の継続調査申出について  
日程第 3 1 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開会

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、14 番 鈴木邦昭議員、15 番 木村 満議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、町長提出議案についてであります。町長から、追加議案 8 件、報告 7 件が提出されております。

第 2、予算審査特別委員長から、審査報告書を受理しております。

第3、さきに委員会に付託しておりました陳情審査について、教育福祉常任委員長から、審査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第4、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第5、教育福祉常任委員長から、閉会中の先進地調査の申出を受理しております。以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案8件及び報告7件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第56号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）」につきましては、現場内における他事業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第57号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事）」につきましては、工事の設計内容の変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第58号「町道の路線廃止について」及び議案第59号「町道の路線認定について」につきましては、築港南3号線については、今回新たに町道認定する築港1号線まで路線を延伸し、連続した道路網を形成するため行うもので、現在認定されている路線を一旦廃止し、新たに認定し直すものでございます。

築港通1号線の町道認定については、荒浜地区で進められている水産業共同利用施設復興整備事業において、工場建設に伴う建築確認申請の許可条件として町道に接している必要があることから、敷地北側道路を町道認定し、速やかに事業に着手できるようにするものであります。

議案第60号「平成29年度亙理町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億4,999万2,000円とし、あわせて繰越明許費及び地方債の追加を行うものであります。

今回の補正につきましては、平成30年度分として申請を行っていた学校施設環境改善交付金に係る事業について、国の補正予算により平成29年度に前倒しして採択を受けたことから、関係する経費を計上するものであります。

歳出につきましては、経年劣化や震災の影響などで老朽化した逢隈小学校及び吉田中学校の校舎外壁について、児童・生徒の安全を確保するため全面改修を実施するものであり、10款教育費における小学校及び中学校施設整備事業として、合わせて8,810万円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、13款国庫支出金において、2月に採択を受けた学校施設環境改善交付金2,965万円を追加補正するとともに、地方負担分に充てる財源として20款町債において逢隈小学校・吉田中学校外壁改修事業債5,840万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として、17款において財政調整基金繰入金5万円を追加補正するものであります。

繰越明許費の追加につきましては、今回計上しました外壁改修工事の実施が平成30年度となることから、総額8,810万円の限度額の設定を行うものであります。

最後に、地方債の追加につきましては、学校教育施設等整備事業債の借入限度額を設定するものであります。

議案第61号から議案第63号の「亙理町長老の推戴につき同意を求めることについて」は、亙理町長老礼遇条例第2条の規定に基づき、三品幸徳氏、大堀 哲氏、岩佐信一氏の3氏をそれぞれ推戴いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第9号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度亘理町第5－1号汚水枝線（その1）外工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年2月16日専決処分したものであります。

報告第10号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉鳥の海改修工事（繰越）において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年2月22日に専決処分したものであります。

報告第11号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月5日専決処分したものであります。

報告第12号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましても、平成28年度鷺屋橋架替工事（繰越）において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月5日専決処分したものであります。

報告第13号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましても、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月5日に専決処分したものであります。

報告第14号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましても、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事において、現場内における他事業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月5日専決処分したものであります。

報告第15号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事において、現場内における他事

業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年3月5日に専決処分したものであり、報告第9号から報告第15号までの7件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度互理町一般会計予算から

日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度互理町水道事業会計予算まで

（以上 1 1 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第45号 平成30年度互理町一般会計予算から日程第13、議案第55号 平成30年度互理町水道事業会計予算までの以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木高行君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（鈴木高行君）

平成30年3月22日

互理町議会

議長 佐藤 實殿

予算審査特別委員会委員長

鈴木高行

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1、付託事件。議案第45号 平成30年度亶理町一般会計予算、議案第46号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計予算、議案第47号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第48号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算、議案第49号 平成30年度亶理町土地取得特別会計予算、議案第50号 平成30年度亶理町介護保険特別会計予算、議案第51号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計予算、議案第52号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第53号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第54号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第55号 平成30年度亶理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。平成30年3月第17回亶理町議会定例会において当委員会に付託された平成30年度亶理町一般会計予算外11件の審査のため、3月14日から20日までの4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月14日水曜日、議案第45号 平成30年度亶理町一般会計予算。歳入全部。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月15日木曜日、議案第45号 平成30年度亶理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第47号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月19日月曜日、議案第46号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第48号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第49号 平成30年度亶理町土地取得特別会計予算審査。議案第50号 平成30年度亶理町介護保険特別会計予算審査。議案第51号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計予算審査。議案第52号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第53号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第54号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第55号 平成30年度亶理町水道事業会計予算審査。

3月20日火曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告します。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第45号から議案第55号までの以上11件については、議長を除く16人の委員をもって4日間審議いたしましたものであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第45号 平成30年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 平成30年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第45号 平成30年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第46号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第47号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第48号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成30年度亶理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 平成30年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第49号 平成30年度亙理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成30年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第50号 平成30年度亙理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成30年度亙理町介護認定審査会特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成30年度亙理町介護認定審査会特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第51号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第52号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第53号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 平成30年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件  
を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のと  
おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第54号 平成30年度亘理町工業用地等造成事  
業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成30年度亘理町水道事業会計予算について、討論を許しま  
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 平成30年度亘理町水道事業会計予算の件を起立により採  
決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のと  
おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第55号 平成30年度亘理町水道事業会計予算  
は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第14 議案第56号 工事請負変更契約の締結について（平成29  
年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その  
2）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第56号 工事請負変更契約の締結についての件を議  
題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 議案第56号を説明させていただきます。

追加議案の1ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事。

請負金額は、変更後金額が2億9,492万6,400円であり、358万3,440円の増額。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社でございます。

変更の概要につきましては、2ページ目の資料をごらんください。

1、契約締結年月日が平成29年8月4日。変更契約年月日が平成29年12月19日。

請負金額の増額が必要となった主な変更点は、本工事における堤脚部盛土工について、現在、隣接地で施工中である吉田東部二期地区圃場整備事業との施工調整により、圃場整備事業との施工境のすりつけ範囲が増工となったほか、それに伴い盛土材の運搬土量も増工するものでございます。

工事施工箇所及び平面図等につきましては、3ページ以降を参照願います。

工期につきましては、圃場整備事業で施工する用水管が本工事の盛土箇所を横断するため本工事の施工が一時中断することとなったことから、完成期を平成30年3月23日から平成30年3月31日まで延長するものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第57号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第57号をご説明させていただきます。

7ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、平成29年度（復興）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事。

請負金額は、変更後金額が1億2万5,280円であり、746万9,280円の増額。

契約の相手方は、株式会社芦名組でございます。

変更の概要につきましては、8ページの資料をごらんください。

契約締結年月日が、平成29年9月8日。

請負金額の増額が必要となった主な変更点は、本工事における供用開始時期は、次年時に予定している高屋堀排水路の橋梁架設工事の完成に合わせて舗装を実施した上で供用を開始する計画でしたが、地元から早期供用開始の要望があったことから、約200メートルの区間において、車道上層路盤工、歩道下層路盤工、舗装工のそれぞれを増工するためでございます。

工事施工箇所及び平面図等につきましては、9ページ以降を参照願います。

工期につきましては、追加施工の実施により、完成工期を平成30年3月23日から平成30年5月31日まで延長するものであり、債務負担行為の補正につきましては、さきの1月臨時議会で承認をいただいております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 設計内容の変更ということでございますが、工期が3月23日から5月31日まで延期になっております。そうしますと、4月下旬から通水、水田の作付期に入ってくるわけですので、そうした場合の影響はどうかをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の変更の主な理由が、路盤なり、舗装なり、供用開始できる部分を200メートル延伸するという理由でございます。水路関係、側溝とか用水関係に影響することではございませんので、作付については十分対応できると考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 予定変更で延長が5メートルほど延びているんですね。これは図面でいうとどの辺で延びたのか。また、長さというのは、当初から見れば余り変更する部分ではないのかなというふうに思うんですけども、それも含めて説明をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 延長につきましては、一番起点といいますか、東側の部分で、本来、延長の変更までどうかなと思いましたが、路盤まで改良が終わっていて、舗装の部分をすりつけるために5メートル、延長を延ばしたような形になっておりますので、まるっきり新しく5メートルをふやしたのではなくて、舗装の工種として5メートルふえたもので、延長の増工と上げさせていただいております。

議長（佐藤 實君） 9番 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 工期があしたでとりあえず終わるんですね。最初の内容から見れば、それが今回、追加工事で約2カ月延長になります。仕事の内容から見れば、何か2カ月もかからないような感じがします。逆な見方をすると、工期が間に合わないの、このような工事を発注して、2カ月先延ばししたというふうにもとれますけれども、正確な内容はどのようになっていますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 先ほど、企画財政課長の理由にもございましたが、当初は、1本目の接合する町道で供用開始を終わらせて、その先に橋梁の工事が控えておりますので、なるべく舗装をしないで、路盤の上を通そうという考えもございましたが、やはり沿線の住民の方の利便性を考慮すべきではないかということの考えのもと、200メートル、延長を延ばしております。そして、5月31日まで必要ないというお話ですが、舗装については、そこまではかからないので、ある程度、ちょっと余裕を持ったような工程にはさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 9番 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうすると、橋梁の部分が欠けているので、通行できないんですけども、橋梁においては30年度のいつごろの時点で入札を開始する予定ですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今のところ、もう少しなんですけど、水路管理者のほうの協議は終わってしまっていて、回答書がまだ手元に来ていない状態なので、ちょっと6月議会のほうは厳しいので、9月ぐらいの議会を目指して工事発注はしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第58号 町道の路線廃止について

日程第17 議案第59号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第58号 町道の路線廃止について及び日程第17、議案第59号 町道の路線認定についての件の以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第58号及び議案第59号について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第58号について説明申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

議案第58号 町道の路線廃止について

道路法第10条第1項の規定により町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、新たに町道を認定する築港1号線まで路線を延伸し、連続した道路網を形成するため行うもので、現在認定されている路線を一旦廃止し、新たに認定し直すものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号847、路線名、築港南3号線、起点、亘理町荒浜字築港通り6-45地先、終点については、同じく築港通り13-14地先でございます。

次の13ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので確認をお願いいたします。

なお、廃止する路線の延長は77メートルとなっております。

続いて、関連がありますので14ページをお開き願います。

議案第59号 町道の路線認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

築港通1号線の町道認定については、荒浜地区で進められている水産業共同利用施設復興整備事業において、工場建設に伴う建築確認申請の条件として町道に接道している必要があることから、敷地北側道路を町道に認定し、速やかに事業に着手できるようするものです。

下記の表に移りまして、路線番号753、路線名、築港通1号線、起点は、亘理町荒浜字築港通り7-38地先、終点については、同じく築港通り33-5地先、幅員は15メートル、延長は473メートルです。

次に、路線番号847、路線名、築港南3号線、起点は、亘理町荒浜字築港通り6-45地先、終点については、同じく隈崎155-4地先、幅員は15メートル、延長は154.5メートルでございます。

次のページ、15ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので確認をお願いいたします。

以上で、議案第58号及び議案第59号について、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第58号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

次に、議案第59号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。3番 小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 753号、473メートルの延長だということなのですが、この道路の形態といいますか、どういうスタイルになるのか。例えば何車線になって、幅員が15メートルですから、大体予測できるのですが、両サイドに例えば歩道をつくとか何とかあると思いますが、その辺、説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらのほうの幅員構成につきましては、両側に3.5メートルの歩道がつきまして、2車線の道路を確保して15メートルとなるものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第18 議案第60号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第60号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第60号のご説明をさせていただきます。

別紙でお配りの平成29年度亘理町一般会計補正予算書（第8号）をご準備ください。

1ページをお開き願います。

平成29年度亘理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,810万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億4,999万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」によるものとするものでございます。

今回の補正予算につきましては、当初、平成30年度分として申請手続を進めていた学校施設環境改善交付金に係る小・中学校の改修事業について、国の補正予算により平成29年度に前倒し採択を受けたことから、関係する経費を計上するものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

10款教育費でございますが、2項小学校費につきましては逢隈小学校外壁改修工事費として4,030万円を、3項中学校費につきましては吉田中学校外壁改修工事費として4,780万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。9ページをお開き願います。

13款国庫支出金につきましては、2項4目教育費国庫補助金として、小学校及び中学校の施設整備事業に係る学校施設環境改善交付金を総額2,965万円追加補正するものでございます。

17款繰入金につきましては、今回の補正に係る調整財源として、1項1目財政調整基金繰入金を5万円増額補正するものでございます。

20款町債につきましては、1項6目教育費として、逢隈小学校・吉田中学校外壁改修事業債5,840万円を追加補正するものでございます。

続きまして、繰越明許費の追加についてご説明いたします。4ページをお開き願います。

第2表に記載のとおり、今回計上した外壁改修工事の実施が平成30年度となることから、逢隈小学校外壁改修工事として4,030万円、吉田中学校外壁改修工事として4,780万円、総額8,810万円の限度額を設定するものです。

最後に、第3表、地方債補正の追加についてご説明いたします。

先ほど、歳入欄、20款町債でもご説明したとおり、逢隈小学校・吉田中学校外壁改修事業債として、学校教育施設等整備事業債の借り入れ限度額を5,840万円に設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 12ページの9節ですか、逢隈小学校・吉田中学校外壁工事ということで、非常にすばらしい金額が入っているわけですが、ここは外壁のみ改修工事という形になっております。躯体に対する影響というのが一番大きいところというのは、やはり屋上になると思うんですね。これは皆さんもご存じだと思います。屋根が一番影響が大きいわけですが、長寿命化計画ありましたけれども、その中に、屋根、屋上、外壁とも築30年をめぐりに改修

が必要ということも載っていると思います。本町では、なぜ外壁だけしかしないのか、屋上はなぜしないのか、この件について伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） まず、この事業のちょっと概要を説明申し上げたいと思います。先ほど、町長の方針と、それから、企画財政課長のほうから説明がありましたけれども、平成30年度の採択を目指していたということで、昨年6月に県の教育の施設整備課を通して文科省に申請を出しておりました。今回、40年を過ぎた校舎の中で危険を伴うものということで、今回、平成29年度の補正予算で前倒しになったものでございます。採択になったのが、内定通知がきたのが2月20日で、交付決定が3月1日ということでの今回の補正予算になったわけでございます。

内容につきましては、まず、逢隈小学校に関しましては、校舎外壁約2,800平米、防水改修、それから外壁改修、それから塗装改修ということで考えております。吉田中学校に関しましては、約2,750平米でございます、これも同じように防水改修、外壁改修、塗装改修ということでの工事内容となっております。

屋上の防水に関しましてもこの中で取り入れていくというような考え方ではおります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 14番 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ということは、防水改修ということは、屋上改修ということによろしいわけですね。外壁塗装の仕様がわかれば教えていただけますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 外壁の塗装につきましては、複層塗材の弾性のあるアクリル系の塗料となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今の説明だと、この事業の取り入れというか、文科省のものは環境改善事業という交付金事業なのか、長寿命化の事業なのか、その辺がちょっとわからないんですけども。要するに、この補修をした場合、耐用年数がどのくらい延びるのか、建物自体の。要するに補修しても、多分、これはRCだと思うから、当初からすれば60年かな、耐用年数は。こういう補修をして60年を超えるような

補修をするのならば意味がある。長寿命化事業化でやるのであれば、そのように超えるような補修しなさい、大規模補修しなさいと言っているんだけど、この意味から、60年を超えるような補修になるのか、この補修をして。そうしたら安全だけでも。あとは構造物として、外壁を塗って、雨漏りしないような改修なのか、もともと、耐震診断してから、多分10年ぐらい過ぎていると思う、この学校は大体全部。大きな地震もあったので、そういうところの危険度もはかってみて、こういう事業を申請したのか。その辺、まず、耐用年数60年を超えるようになるのか、ならないか、その辺の経緯をちょっと、まず。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今回の採用に関しましては、危険改装不適格改築補強非構造材の耐震対策、建築年数40年を経過したところがまず一番の採用になった建物の対象物になります。

今回の建物の老朽化対策のために緊急的に実施する長寿命化改良事業という形ですので、今鈴木議員がおっしゃられたような耐用年数を維持できるというようなことです。ただ、外壁ばかりではなくて、間もなく出てきます亘理町の学校施設の長寿命化計画の中に、こればかりではなくて、配管とか、そういったもろもろも今後出てきます。そういったことも含めて、長寿命化対策ということで、学校の改修を行っていききたい、そういう考え方でおります。以上です。

議長（佐藤 實君） 1番 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 60年を超えるような補修をやるというのは、それはひとつわかるんだけど、もともと60年の耐用年数ある校舎を外観をこうやって補修して長持ちさせる。子供たちの安全・安心というのは、それはそれでいいんだけど、どうせ、やるときは、やっぱりある程度個別計画の中に基づいて、この中の耐震診断を図って、どれぐらいの修繕、大規模改修をしたならば80年もつとか、そういう保証のもとにやっていくというのが基本なのかなと思うんだけど、80年であれば、ここで原発の話をして悪いけれども、原発だって、40年だったら20年もたせるような補修をやるというような話になるので、こういう建物だって同じように、危険度をなくすためには、20年長持ちさせるための大規模改修に持っていくのが、個別計画の中の計画であって、60年ぶらぶら超えるような外壁補修では本当の金をかけた意味にならないかもわからないから。ここで、この建物2つ

は終わるかもしれないけれども、全体的に見て、やっぱり耐用年数を相当クリアするような、大規模補修というものが個別計画ときちんとすり合わせてやっていないと、何かあったときに柱が崩れる、外壁が天井から落ちてきたとか、そういう危険度も伴うので、個別計画を検討してそういうことをやっていったほうがいいと思うんだけどもな。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 29年度において亘理町の学校施設長寿命化計画、結構詳細に、部分、部分ということ、箇所、箇所ということで出ておりますので、そういったことを、今後、財政の問題もございますけれども、こういったことをしっかりと加味しながら学校の改修計画を立てていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 工事についてお伺いたします。

2,800、2,700平米というすごい広さの工事なんですけれども、多分、学校の周り全部ビニールで覆うんだと思うんですけれども、工事期間とか、そのようなことはどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 逢隈小学校も吉田中学校に関しても、今、ただいまの計画でいきますと、今後、5月にかけて詳細設計を都市建設課のほうにはお願いするんですが、工期としましては、平成30年7月から平成31年1月を見ております。ただ、先ほど佐藤アヤ議員がおっしゃったとおり、全て覆うという形になりますので、暑いときとかそういったこと、それから、もちろん子供たちが授業を行いますので、学校の工事となると結構難しい部分もそういうところであるんですけれども、工期的には30年7月から31年1月ということで、ちょっと幅を持たせて対応したいなというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第61号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてから

日程第21 議案第63号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてまで

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第61号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてから日程第21、議案第63号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてまでの以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第61号から議案第63号について、当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、議案第61号から議案第63号の亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

亶理町長老は、地方自治等の振興に功績があった者に対し亶理町長老として顕彰し礼遇することを目的として、亶理町長老礼遇条例により定められております。

第2条の規定において、自治、産業、教育、文化、その他町政の進展に貢献し、その功績が顕著な者を町議会の同意を得て推戴することになっておりますので、町

政発展のため多大なるご尽力をいただきました3名の方を推戴いたしたくご提案申し上げます。

1人目は、亙理町逢隈鹿島字宮前48番地の三品幸徳様でございます。生まれは昭和13年2月8日、80歳でございます。亙理町土地改良区総代として昭和50年から平成11年まで24年間、平成11年から平成27年には亙理町土地改良区理事長として16年間、多年にわたり土地改良事業の推進と本町の基幹産業である農業の振興発展に多大なる貢献をされました。また、その功績が認められ、平成21年4月には旭日双光章を受章されました。

2人目は、亙理町逢隈十文字字大手60番地1の大堀 哲様でございます。生まれは昭和14年9月28日、78歳でございます。みやぎ亙理農業協同組合代表理事会長として平成9年から平成17年まで9年間、さらには平成11年から平成17年には宮城県農業協同組合中央会会長として農業団体の育成と事業の推進に努め、農業の振興と農家経済の安定向上に多大なる貢献をされました。また、その功績が認められ、平成22年4月には旭日小綬章を受章されました。

3人目は、亙理町吉田字流146番地1086の岩佐信一様でございます。生まれは昭和15年2月21日、78歳でございます。亙理町議会議員として昭和58年から平成23年までの28年間、さらには、平成15年からは亙理町議会議長として豊富な経験と卓越した識見をもって議会の円滑な運営に尽力され、地方自治の振興発展に多大なる貢献をされました。また、その功績が認められ、平成25年4月には、旭日双光章を受章されました。

3名の方々とも地方自治及び基幹産業などの振興発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著でありますので、亙理町長老として推戴いたしたくご提案申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第61号亙理町長老の推戴につき同意を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。1番 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） このお三方のご推薦については特に異議がないんですけれども、表彰、叙勲を受けたのが平成21年とか22年とか、相当以前に叙勲を受けておられ

る。なぜ、今の時期にこのお三方の長老としてのご推薦を町長はなさるのか。その辺の意味合いについて伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今まで長老がここ数年不在だったわけですからけれども、お一人、お一人、その都度、審議すればよかったですけれども、たまたま今回、3人ということになったわけです。このことについては、なかなか内規が結構厳しいので、それぞれ該当するのが、そのほかの方という案もあったんですけれども、なかなか該当するのに厳しいので、たまたま今回に至ったと、別に3人一緒になったのは大意はございません。

議 長（佐藤 實君） 1番 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） いずれ、21年に三品幸徳さんは叙勲ですよね。大堀さんは22年、岩佐さんはちょっと遅いですがけれども、その時点で叙勲というような形で長老に対する該当の資格というものはあるので、この方々に対してももっと以前にこういう制度があるのならば、してやったほうが本人はもっと喜ぶので、今の時期までなぜこうやっておくのか。そういう相手に対してもいかがなものかなとも思うし、何で今の時期だと、私はその辺がちょっと腑に落ちないところがあったので、この本人たちはいいいんですよ。ただ、その推薦する方のこの辺の中身をもうちょっと、もっと以前にやるべきではなかったんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど、内規と申しましたが、その辺につきましては、総務課長のほうより説明したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 叙勲を受けられたのが平成21年、22年になっておりますが、内規上、細かい点を申し上げますと、叙勲を受けられたというのが一つ、もちろん条件ですが、年齢の条件として75歳というのが一つの条件もございます。そういった観点から、今回3名の方が一緒になったということになりまして、やはり、震災の関係がありまして、なかなかそういった長老の推戴という形で審査会を開くまでには至っていなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第61号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第61号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、諮問第62号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第62号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第62号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、諮問第63号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第63号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第63号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第22 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）から

日程第28 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）まで

（以上7件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第9号 専決処分の報告についてから日程第28、報告第15号 専決処分の報告についてまでの以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

報告第9号から報告第15号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、引き続きまして、専決処分の報告についてご説明させていただきます。報告第9号から第15号につきましては、全て工事請負変更契約に係る専決処分になりますので、一括してご説明させていただきます。

まず初めに、報告第9号についてご説明いたしますので、22ページ目をお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月16日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行った旨、議会へ報告するものであります。

23ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度亶理第5-1汚水枝線（その1）外工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亶議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでござ

います。

概要につきましては、24ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度亘理第5-1号汚水枝線（その1）外工事。

変更契約年月日は、平成30年2月16日。

請負金額は、変更後金額が8,183万3,760円であり、78万6,240円の減額。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

請負金額が減額となった理由は、現場精査の結果、沈理工法、開削工法、それぞれにおいて施工延長が増減したほか、0号マンホールの小口径マンホールへの変更や公共升設置工が8カ所減工となったことなどによるものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所は25ページを参照願います。

以上で報告第9号の説明を終わります。

続きまして、報告第10号についてご説明いたします。

26ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年2月22日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったため議会へ報告するものでございます。

27ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉島の海改修工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、28ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉島の海改修工事（繰越）。

変更契約年月日は、平成30年2月22日。

請負金額は、変更後金額が1億1,520万6,840円であり、191万4,840円の増額。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

請負金額が増額になった主な理由は、外構グランピング施設のウッドデッキについて、耐久性や価格面を考慮し木製から塩ビ製に変更したほか、1階における売

店の新設や3階客室のベッドの配置位置を決定したことなどに伴う間仕切りや折戸の設置、また、5階露天風呂温泉の引き込み工事において電磁弁制御装置の設置をそれぞれ追加施工することなどによるものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事箇所、平面図等は29ページ以降を参照願います。

以上で報告第10号の説明を終わります。

続きまして、報告第11号についてご説明いたします。

35ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったため、議会へ報告するものであります。

36ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、37ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事。

変更契約年月日は、平成30年3月5日。

請負金額は、変更後金額が6,166万1,520円であり、64万1,520円の増額。

契約の相手方、結城組株式会社でございます。

請負金額が増額となった理由は、当初、周辺の地質資料をもとに45センチ厚の路床改良を予定したところでございますが、当該区画で実際に試験を行ったところ、50センチ厚の改良が必要となったほか、起点部に新設する交差点形状について再精査したところ、既存の町道逢隈亘理線の形状に合わせて、歩道の巻き込み部にL字側溝を布設することとなったためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事箇所及び平面図等は38ページ以降を参照願います。

以上で報告第11号の説明を終わります。

引き続きまして、報告第12号についてご説明いたします。

41ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったために議会へ報告するものでございます。

42ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成28年度鷺屋橋架替工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、43ページの資料をごらんください。

工事名、平成28年度鷺屋橋架替工事（繰越）。

変更契約年月日は、平成30年3月5日。

請負金額は、変更後金額が6,622万5,600円であり、196万5,600円の増額。

契約の相手方、株式会社宮城林産でございます。

請負金額が増額となった理由は、ボックスカルバート入れかえ工事に伴い、振動などにより近接する建物に影響が出るおそれが生じたため、家屋調査を実施することとなったほか、当工事实施に伴う県道荒浜今泉線及び町道神宮寺高屋線の歩車道の舗装復旧工事を増工する必要が生じたためでございます。

工期につきましては、家屋調査及び増工分の実施に伴い、完成工期を平成30年3月23日から平成30年3月31日まで延長するものでございます。

工事箇所及び平面図等は44ページ以降を参照願います。

以上で報告第12号の説明を終わります。

続きまして、報告第13号についてご説明いたします。

48ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行った旨、議会へ報告するものでございます。

49ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、50ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事。

変更契約年月日は、平成30年3月5日。

請負金額は、変更後金額が6,828万1,920円であり、78万1,920円の増額。

契約の相手方、株式会社岩佐組でございます。

請負金額が増額となった理由は、現場精査の結果、本線取りつけ工事において、終点側の既設道路との接続先であり、現在施工中である吉田東部二期地区圃場整備事業による新設交差部道路の敷高が当初設計より高いことが判明したことから、取りつけ道路の高さを変更するため、盛土工を増工するものでございます。

工期につきましては、増工分の実施や必要な各種調整などのため、完成工期を平成30年3月23日から平成30年3月31日まで延長するものです。

工事箇所及び平面図等は51ページ以降を参照願います。

以上で報告第13号の説明を終わります。

引き続きまして、報告第14号についてご説明いたします。

56ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行った旨、議会へ報告するものでございます。

57ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、58ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事。

変更契約年月日は、平成30年3月5日。

請負金額は、変更後金額が2億4,055万2,720円であり、427万320円の増額。

契約の相手方、株式会社保志工務店でございます。

請負金額が増額となった理由は、堤脚部盛土工において、現在、隣接地で施工中である吉田東部二期地区圃場整備事業との施工調整により、施工境のすりつけ範

囲が増工となり、それに伴い盛土材の運搬土量も増工となったほか、排水構造物工において、圃場整備事業の排水計画に変更が生じたため、U型側溝の延長や既設排水フリュームの布設がえを行ったことなどによるものでございます。

工期につきましては、圃場整備事業で施工する用水管が橋本堀添線の盛土を行った箇所を横断施工するため、本工事の施工が一時中断することとなったことから、完成工期を平成30年3月23日から平成30年3月31日まで延長するものでございます。

工事箇所及び平面図等は59ページ以降を参照願います。

以上で報告第14号の説明を終わります。

最後に、報告第15号についてご説明いたします。

63ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月5日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行った旨、議会へ報告するものでございます。

64ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、65ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事。

変更契約年月日は、平成30年3月5日。

請負金額は、変更後金額が6,288万4,080円であり、189万4,320円の減額。

契約の相手方、株式会社ヤマムラでございます。

請負金額が減額となった理由は、本路線沿道において、工事着手後に圃場整備事業を実施することが決定したため、施工調整を行った結果、一部事業を圃場整備事業で実施するなど、排水口及び管渠工、それぞれにおいて減工となったことによるものでございます。

工期につきましては、既存電柱が支障となるため東北電力と協議調整したところですが、移転工事などに時間を要したことから、完成工期を平成30年3月23日から平成30年3月29日まで延長するものでございます。

工事箇所及び平面図等は67ページ以降を参照願います。

以上で報告第15号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第9号 専決処分の報告についてから報告第15号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第29 陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択  
のお願い

議長（佐藤 實君） 日程第29、陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いの件を議題といたします。

本件に関し、教育福祉常任委員長の報告を求めます。

教育福祉常任委員長、登壇。

〔教育福祉常任委員長 熊田 芳子 君 登壇〕

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） 私のほうから、陳情審査報告書を読み上げまして報告といたします。

平成30年3月13日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

教育福祉常任委員会

委員長 熊田芳子

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

#### 記

受 理 番 号	第2号
受 理 年 月 日	平成30年2月16日
付 託 年 月 日	平成30年3月2日
件 名	障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い
審 査 結 果	不採択とすべきもの
委員会の意見	別紙のとおりです。裏をごらんください。

委員会の意見。

平成30年3月2日開催の定例会において本委員会に付託されました「障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い」については、平成28年6月10日開催の全員協議会で福祉課より説明を受けた「亶理町地域生活支援拠点施設」の整備内容について再度確認し、「願意が妥当であり、実現の可能性はあるか」「町の権限、議会の権限事項に属する内容であるか」審査を行いました。

この陳情は、障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、各種サービスに対応する施設整備を実現するため、国に対し障害福祉関係予算の増額を求めるものであります。

本町の地域生活支援拠点施設は、現在、「ありのまま舎」が「宮城県地域生活拠点等整備補助金」を活用して建設中であり、平成30年12月に完成予定であります。

施設は、居住支援機能として入所施設、地域支援機能として短期入所や生活介護、居宅介護の各種サービスが提供され、災害時には福祉避難所として機能する施設であります。

また、亶理町の基幹相談支援センターと位置づけられ、亶理町障害者虐待防止センターの運営や地域移行支援及び地域定着支援のネットワーク拠点となります。

さらに、診療所を設けることで医療行為を必要とする重症心身障害児者に対し切れ目ない支援を行うと同時に、亶理町在住利用者の緊急一時的な避難先の機能を有する先進的な施設になると考えられます。

以上のことから、本町では障害児者が必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられ、かつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら障害者と健常者が共生する社会を実現すべく施設整備が進められている最中であることから、「不採択とすべきもの」と決しました。

以上で報告といたしますが、何とぞ議員の皆様のご賛同を切にお願いをいたしまして報告といたします。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。6番 高野 進議員。

6番（高野 進君） 意見書の下から3行目、「相互に人格と個性を尊重し合いながら」、すばらしい文言であり、かくありがたいものだと思います。

さて、報告は建設中の「ありのまま舎」の施設整備と機能、役割に終始しており

ます。「施設」「拠点」という文言が五、六カ所見受けられます。要望事項には、福祉人材を確保すること、それから、障害者関係予算を大幅に増額して担い手になっている地方公共団体を財政的に支援することとなっております。これらについてはどのようにお考えか、報告にはありませんので、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 委員長。

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） 今、高野 進議員から、地方公共団体を財政的に支援することということで質問がございましたけれども、これは議会の権限事項であるかどうかを委員会の皆さんと協議した結果、やはり、現実には、こういった拠点施設で、亶理町の亶理警察署の隣のグラウンドの東側にただいま建設中でございますが、その方々、その場所につきましては、ベリーの会の方々が請願してありましており、やはり、障害者を持つ親御さんたちの触れ合いの場としても活用できるということで、この趣旨に合っていると思いますので、そういう内容のことで、亶理町では、一応、12月に完成予定の「ありのまま舎」の状態を見てから、そういったことをもう一度、皆さんで見守り続けて進みたいなと思っております。

議長（佐藤 實君） 6番 高野 進議員。

6番（高野 進君） 質問の趣旨は、施設のみならず人材確保とか予算の増額を求めるということで、それについての報告を求めているわけなんです。それについて答弁を願います。

議長（佐藤 實君） 委員長。

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） この団体の障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会がこれを提出しているわけですが、これは全国いろいろと国会のほうに請願を出している組織の団体でございます。そういったことで、今後の状況として、やはり今建設中の「ありのまま舎」、その状態がまだはっきりわかりませんので、一応、入所施設あるいは医療関係の整った設備の診療所とかができて、そういったことで、非常に障害者を持つ家庭の方の高齢化していますけれども、そういったことで、この様子を12月開所の「ありのまま舎」の状態を見てから、そういった国のほうに要望するのも一つの手かと思っております。

議長（佐藤 實君） 6番 高野 進議員。

6番（高野 進君） 質問の趣旨は、なぜ触れないのか聞いているんです。施設の云々じゃなくて、予算を増額、なぜしてほしいとか、そういうことに一切触れていないの

で、それを質問しているわけ。それまず答えていただきますが。

2つ目は、国に対しての要望事項、地方公共団体に福祉予算関係の増額してほしいというのがこの要望書に書いてある。それについても触れていないわけですが、現在、「ありのまま舎」で建築中のあれは県の予算。国に要望してもいいわけですが、そのほかの予算は。と思いませんか。亘理町では、たしか、この前の予算特別委員会で障害者相談支援事業委託料約2,600万円支出しているわけ。町でも、県でも、出しているわけ。国になぜ要望しないのかということ。これは続けて2つ目。

あと質問の項目限られますので、3つ目、これは文言から、7番目、「診療所を設けることで医療行為を必要とする重症心身障害者に対し、切れ目ない支援…」、切れ目ない支援とは、何から何をいうのか、切れ目ない支援、これを具体的に答弁願いたいと思います。

さっきの件から続いていますから。お願いします。

議長（佐藤 實君） 委員長。

教育福祉常任委員長（熊田芳子君） この件に関しましては、平成26年6月に全員協議会で説明がございましたように、国の指針なんですね。国のほうで基本指針を出して、そして、県のほうで第4期宮城県障害福祉計画を立てられて、そして、公募を実際になさったときに「ありのまま舎」が手を挙げて、そして、それが審査が通ったということで、亘理町の土地を無償で提供してそこに建てるということになっております。

それから、重症心身障児の障害者に対する切れ目ない支援というのは、24時間体制で、例えば誤嚥とかそういった障害者の非常に逼迫した病気、そのときに命を助けるような施設、そういうものができるということ、亘理町ではそういった安全・安心の確保もきちとなされているということの現状でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いの件を採決いたします。

この採決は起立により行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立多数であります。

よって、陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いの件は不採択とすることに決定しました。

### 日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第30、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### 日程第31 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第31、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 教育福祉常任委員長から、会議規則第72条第1項の規定により、お

手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

なお、議長からご紹介いたします。

鈴木教育次長兼学務課長、ご起立いただきたいと思います。

このたび、鈴木教育次長兼学務課長が3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦勞さまでございました。

お座りください。

ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 私から、皆さんにご報告したいことがございます。9月の定例会以来、一般質問等で私の次の出处進退について、いろいろご質問があり、ご心配もいただいたわけです。その都度、現在の仕事に没頭します。それから、熟慮を重ねますということでお答えしました。その熟慮の結果をきょうご報告申し上げたいと思います。

熟慮の結果、次の町長選挙、5月でございますけれども、これには挑戦しないということで、今限りで町長の職は引退させていただきたいと、このように熟慮の結果決定させていただきました。

あえて理由を申しますと、一つは、一昨年の入札に関する不祥事でございます。あの不祥事のやっぱりけじめはつけないとだめだと。町長としてのけじめはつけるべきだと。第2点としましては、復旧・復興の最終盤になったところで、大きな事業であります役場庁舎、保健福祉センター、この建設着工の運びとなった。これが第2点でございます。第3点としては、いよいよ仕上げの段階に入りました。そしてまた、新生互理のスタートにもなったわけでございます。新生互理、恐らく、こ

のまま事業を一生懸命やっていますと、この亘理町というのは本当に素晴らしいまちになるだろうという予見をしております。ただ、条件としては、今までどおり、執行部と議会が両輪となって、町民が一体で進めていくということ。それから、町長になる人は、やっぱりより適正な人、より優秀な人になるべきだろうというふうに思っているわけです。この3点から、今回、私は今限りということを決意させていただきました。

入札に関しましては、職員が懲戒免職ということになったわけですがけれども、裁判にもありますとおり、入札制度の根幹を揺るがす悪質極まりない犯行であるということでございます。いわゆる入札制度を否定したわけでございます。

ただ、その判断は、工事をやり直すと三月も四月も全て復旧・復興の事業がおくられてしまう。その判断から出たことでございます。捜査二課でございますから、利益供与とか便利供与、これを中心に調べたわけですがけれども、本人はもとより、私あるいはまた副町長、あるいは関係職員、全て身元というか、通帳から何から恐らく全部調べられたはずでございます。本人も含めまして、判決文には一切それは出てきません。ただ、やはりこれは入札制度の根幹を揺るがすということ、あのような、本当に町民にとりまして大変不名誉な、ああいった事件になってしまったわけです。そのけじめはやっぱり町長としてつけるべきだと思います。

それから、庁舎の件につきましては、実は、基本設計の段階で、約、財源が28億円不足、これは当然、起債するか、あるいはまた財政調整基金ということになります。さらに、積み上がりまして、例えば備品なり、引っ越し費用なり、そういったあれをしますと、約35億ぐらいの財源不足が、1年半、2年前の段階で私の手元の資料から……。いや、困ったなと思ったんです。でも、庁舎施設はやらないとだめなわけですから、そういった中で、職員もいろいろな財源を探そうということやってきたわけですが、昨年秋、土井副大臣が鳥の海温泉の視察をぜひしたいということで、復興庁の方々いらっしゃいました。その際、一つだけ、この復興事業について、困ったことがあったら話を聞こうということで、佐藤課長のほうから、町長、これはぜひ、役場庁舎、保健福祉センターの件について、副大臣、そして復興庁のほうにいろいろ要望してみようということで要望したわけです。その結果、復興庁、それから総務省、それから県総務部、企画部、一体となりましていろいろと制度の再検討をしていただきまして、その財源が、町の持ち出しが恐ら

く、まだはっきりは計算はできていませんけれども、約3分の1ぐらい。11億から12億ぐらいの持ち出しで何とか行けるのかなと、そんな算段までいったということは、私にとっては本当に一安心でございます。

それから、第3点目のより適正な人になるべきだということでございますけれども、私のところに、今まで優秀な人が出てほしいなと思ったんですけれども、より有能な、そして将来性のある、可能性の非常に秘めた方が今回、出馬するという情報、確証を得ましたので、私はここで引退を決意したというこの3点の主な理由から引退を決意したわけでございます。

ただ、2カ月残っております。この2カ月もこの間は空白というのはつくれませんですから、私も全力で、課題はいっぱいでございますから、きょうの朝の庁議でも課長連中に申し上げたんですけれども、一切手を抜くことなく、むしろ逆に厳しく業務執行をしていきたいと思っておりますし、当然、課題には取り組んでまいりたいと思っております。ぜひ、議員の各位にもご協力いただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の熟慮した結果をご報告させていただいた次第でございます。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） 町長の発言が終わりました。

これをもって平成30年3月第17回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時58分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 佐藤 實

署名 議員 鈴木 邦 昭

署名 議員 木村 満